

静岡県公立学校第三者調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内市町（政令指定都市を除く。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立学校（大学を除く。）における児童生徒性暴力等及び不適切な言動（以下「性暴力等」という。）について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19条の規定に基づく調査及び助言の適正な実施等に資するため、外部有識者で構成する静岡県公立学校第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 性暴力等の実態の調査及び報告に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、5名程度の委員で組織する。

- 2 委員会の委員は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知見を有する者が所属する各団体から推薦を受けた者を、静岡県教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会の会長（以下「会長」という。）は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されていない場合の会議についてはこの限りではない。

- 2 会議は、非公開とする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、会長が会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、所掌事務に係る報告書を作成し、静岡県教育委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡県教育委員会教育総務課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について

秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。